

親亡きあとの ハンドブック

障害のあるお子さんがいる親にとって、自分たちが援助できなくなった時、また自分たちがいなくなった後のお子さんの生活がどうなるのかは、大きな心配事です。お子さんの将来を心配していても、「今は自分は元気だし…」「日々のことで精いっぱいだし…」と、実際の準備はほとんどできていない、ということはありませんか？いざという時にあわててしまったり、十分な準備をしないままお子さんを地域に残すことにならないように、まずできることからはじめてみましょう。

桶川市

障害のある
わが子のために

親の心配

- 家族のように手伝ってくれる人はいるの？
- 住む場所はどうなる？
- 契約や手続きは？
- 財産管理は？
- 悪徳商法や財産侵害の被害
- 健康管理や適正な医療受診

目次

住まいについて	4
グループホーム	4
グループホーム 1 か月の生活費	4
グループホームでの生活の例	4
市内のグループホーム（令和 8 年 2 月 2 8 日現在）	5
グループホームの見学、体験入居	6
利用の相談、申請	6
市内の公営住宅	7
市営住宅	7
県営住宅	7
自立した生活を送るために	9
障害福祉サービス（自立支援給付）	9
自立訓練（生活訓練）	9
宿泊型自立訓練	9
地域定着支援	9
居宅介護	9
共同生活援助	9
就労移行支援	9
就労継続支援 A 型	10
就労継続支援 B 型	10
利用者負担	10
地域活動支援センター	11
芽生えの会	11
さといも作業所	11
障害年金	12
要 件	12
種 類	12
支給額	12
相談先	12
生活保護制度	13
生活保護とは	13
保護を受けるための要件	13
支給される保護費	13
保護の申請に必要なもの	13
共通	13

高齢者	13
他法	14
勤労者	14
住居	14
その他	14
申請、問い合わせ先	14
成年後見制度について	15
成年後見制度とは	15
成年後見制度（成年後見人、補佐人、補助人）が利用できるまでの流れ	15
必要な書類等	15
費用	15
いろいろな相談先	16
生活に関する窓口	16
計画相談に関する窓口	16
仕事に関する窓口	16
社会福祉協議会のサービス	17
福祉サービスの利用援助	17
日常的金銭管理サービス	17
申込み、問い合わせ	17

住まいについて

グループホーム

グループホーム（共同生活援助）は、身体・知的・精神に障害がある人が世話人の支援を受けながら生活をする居住の場です。グループホームの利用者（生活保護又は低所得者）が負担する家賃を対象として、月額1万円を上限に補足給付があります。

グループホーム1か月の生活費

家賃	10,000円～30,000円程度（10,000円の補足給付があります。）
食費	30,000円程度
光熱水費	10,000円程度
その他	小遣い、スマホ代等 10,000円程度
計	80,000円程度

※収入によっては、サービス利用費の利用者負担が発生する場合があります
(P. 10 参照)

グループホームでの生活の例

午前7：00	起床
	朝食（世話人が用意してくれます。）
9：00	通所
正午	昼食（通所先で昼食を注文します。）
午後3：00	帰宅
	夕食
10：00	就寝

市内のグループホーム（令和８年２月２８日現在）

施設名	所在地・電話番号	定員数
とまとの家・寿	桶川市寿 2-13-21 048-770-0808	3人
グループホーム ささや 坂田 1 号館	桶川市坂田 1729-77 048-770-0440	4人
グループホーム ささや 坂田 2 号館	桶川市坂田 1711-8 048-770-0440	4人
グループホーム みのりの家 小針領家	桶川市小針領家 141-4 048-728-0113	5人
グループホーム みのりの家 坂田	桶川市坂田 777-1 048-728-0113	5人
グループホーム みのりの家 倉田 A 号棟	桶川市倉田 520-3 048-728-0113	5人
グループホーム みのりの家 倉田 B 号棟	桶川市倉田 520-1 048-728-0113	5人
グループホーム みのりの家 坂田東	桶川市坂田東 1-18-6 048-728-0113	4人
さやえんどうホーム	桶川市泉 2-19-8 048-782-4568	9人
ぎんなん	桶川市川田谷字氷川前 1985-2 048-788-1880	4人
グループホーム イノベル桶川	桶川市朝日 1-8-13 048-729-6824	20人
さいたまカーサ桶川坂田	桶川市坂田 1729-67 048-662-9637	4人
さいたまカーサ桶川北	桶川市北 2-8-22 048-662-9637	4人
グループホーム みのりの家 加納 1・2	桶川市加納 595 048-856-9733	14人
グループホームごらく桶川	桶川市北 2-1-15 048-876-8337	5人
グループホームいろどり	桶川市神明 2-17-38 090-2400-3632	4人

施設名	所在地・電話番号	定員数
ひかりグループホーム 1号棟	桶川市上日出谷南1-55-13 048-782-9795	4人
ひかりグループホーム 2号棟	桶川市上日出谷南2-22-27 048-782-9795	4人
ダリアホーム桶川	桶川市坂田西1-3-19 048-658-9510	20人

埼玉県のホームページで最新情報を見ることができます。



グループホームの見学、体験入居

親御さんの急病などに備え、前もって準備しておくことが大切です。見学や体験入居ができますので、余裕をもってご相談ください。

また、急に親御さんに入院などが生じた場合、緊急的に短期入所を利用することもできます（短期入所の利用にも事前の申請が必要となりますので早めにご相談ください）。

利用の相談、申請

利用の相談や申請手続きはこちらまで。

桶川市福祉部障害福祉課 直通 048-788-4936

市内の公営住宅

市営住宅

名 称	所 在 地
サンシャインホーム	桶川市坂田東 3 丁目 20 番 1 号

ホームページで詳しい説明を見ることができます。



県営住宅

住宅に困っている低所得者のために低額な家賃で賃貸する住宅です。入居資格などの規定があります。障害者などで特に住宅に困窮する場合の優遇措置があります。

桶川市内の県営団地

名 称	所 在 地
桶川けやき住宅	桶川市上日出谷 1015-6
桶川倉田住宅	桶川市倉田 194-3
桶川川田谷住宅	桶川市川田谷 1738-1
桶川坂田ウエスト住宅	桶川市坂田 183-2

問い合わせ先

本社県営住宅課	〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10	Tel 048-829-2875 Fax 048-825-1822
大宮支所	〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町 2-131	Tel 048-645-1772 Fax 048-645-6067
川越支所	〒350-1101 川越市の場 2218-4 ベルアート 301 号室	Tel 049-227-6408 Fax 049-233-5353
熊谷支所	〒360-0826	Tel 048-524-7963

	熊谷市赤城町 1-147-2	Fax 048-524-9769
岩槻支所	〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪 3-3	Tel 048-794-7146 Fax 048-794-4929

受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)

住まい相談プラザ	〒330-0853 さいたま市大宮区錦町 630 大宮駅西口コンコース内	Tel 048-658-3017 Fax 048-642-6890
----------	--	--------------------------------------

受付時間 午前 10 時～午後 6 時 30 分

(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く年中無休)

ホームページで詳しい説明を見ることができます。



自立した生活を送るために

障害福祉サービス(自立支援給付)

自立訓練（生活訓練）

知的障害または精神障害のある方に対して、障害福祉サービス事業所等において、入浴、排せつ、食事等に関する必要な訓練、生活に関する相談および助言などの支援を行います。

宿泊型自立訓練

知的障害または精神障害のある方に対して、居住の場を提供して、日中に一般就労や障害福祉サービスを利用し、帰宅後に家事等の生活能力等の維持向上のための昼夜を通じた訓練、生活に関する相談および支援を行います。外出等を禁ずるなど厳しい制限があるものではありません。

地域定着支援

単身等で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物等の家事援助、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

共同生活援助

「住まいについて（p.4～）」をご覧ください。

※上記の他にもサービスがあり、個々の状況に応じた、その人にふさわしい支援を行っています。

就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援などを行います。

就労継続支援 A 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、障害支援事業所との雇用契約に基づく生産活動の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労継続支援 B 型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。雇用契約はありません。

利用者負担

サービスの費用は、一部は利用者が負担し、残りは市が負担します。利用者負担の割合は、原則 1 割です。月ごとにかかる利用者負担額は、世帯（※）の所得に応じて、上限額が決められていますので、サービスの量にかかわらず上限額を超えた分の負担はありません。

※所得を判断するときの世帯の範囲：18 歳以上の障害のある人は「障害者本人」と「その配偶者」（施設に入所する 18、19 歳を除く）

区 分	世帯の収入状況	上限額（月額）
一般 2	下記以外	37,200 円
一般 1	市民税課税世帯 （所得割 16 万円未満） ●入所施設利用者（20 歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
生活保護	生活保護受給世帯	0 円

地域活動支援センター

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日中活動をサポートする場所です。創作活動や調理・外出行事などを通じて、生活に必要な知識や社会との交流をします。利用料は無料です（行事活動費は自己負担、昼食は各自準備）。

芽生えの会

精神障害者の地域生活支援の促進を図るため、創作活動や生産活動、社会との交流促進等の機会を提供します。

運営：特定非営利活動法人おけがわ福祉会

場所：桶川市末広 2-8-29

TEL 048-728-8161

FAX 048-728-8161

さといも作業所

在宅の心身障害者の社会参加の促進のため、通所により、必要な自立訓練及び授産活動等を行います。

運営：特定非営利活動法人桶川・さといも福祉会

場所：末広 2-8-29

TEL 048-728-3960

FAX 048-728-3960

見学、体験したい方は

桶川市福祉部障害福祉課 Tel048-788-4936

障害年金

『政府広報オンライン』のページから一部抜粋

要 件

障害年金を受けられるのは、公的年金に加入し、保険料納付済期間等を有し、かつ、障害の状態が一定の程度にあることなどの障害年金の支給要件を満たしているかたです。

種 類

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」などがあり、障害の原因となった病気やけがで初めて病院を受診した日（初診日）に、どの年金制度の被保険者であったかによって、受給する障害年金の種類が違ってきます。

支給額

支給される障害年金の額は、加入していた年金や障害の程度、また、配偶者の有無やこどもの数などによって異なります。

障害基礎年金の年間支給額（令和 7 年度（2025 年度））は、1 級が 1,039,625 円、2 級が 831,700 円（いずれも新規裁定者（67 歳以下のかた）の年金額）。

子どもがいる場合は、その数に応じて、1 人につき一定額（こども 2 人までは 1 人につき 239,300 円、3 人目以降は 1 人につき 79,800 円）が加算されて支給されます。

相談先

障害年金の支給を受けるには、本人又は代理人による年金の支給申請の手続きが必要です。

障害年金の手続きは複雑ですので、手続きを行う前に、日本年金機構の「ねんきんダイヤル」（ナビダイヤル 0570-05-1165）にお問い合わせいただくか、年金事務所や街角の年金相談センターなどで、事前に相談されることをお勧めします。

生活保護制度

生活保護とは

生活保護制度は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困っている全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて、国の責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯の自立を助けることを目的とした制度です。

保護を受けるための要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産（預貯金、土地・家屋）、能力（労働）その他あらゆるもの（年金や失業手当等）を、その最低限度の生活維持のために活用することが前提であり、その上で、世帯の収入と国の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に保護が適用されます。

支給される保護費

生活保護費 = 最低生活費 - 収入

世帯全員の収入と、世帯全員の人数や年齢などをもとに、国が定めた方法で計算した最低生活費を比べて、収入が少ない場合に、その足りない分が生活保護費として支給されます。

最低生活費の基準額	
年金、手当等の収入	支給される保護費

保護の申請に必要なもの

共通

- ☐ 銀行、信金、郵便局等の貯金通帳（記帳済みのもの）
- ☐ 健康保険証
- ☐ 年金手帳、社会保険事務所発行の加入記録
- ☐ 扶養義務者（親、子、兄弟姉妹）の住所、氏名、電話番号
- ☐ 認印

高齢者

- ☐ 高齢者医療受給者証

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 年金振込通知書、年金証書

他法

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 精神保健福祉手帳
- ☐ こども、重度心身障害者、ひとり親 医療費受給者証
- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 外国人登録証

勤労者

- ☐ 前3か月給与明細書、給与証明書
- ☐ 雇用保険受給資格証

住居

- ☐ アパートの契約書、家賃証明
- ☐ 土地、建物の登記済証、登記簿謄本

その他

- ☐ 生命保険証書
- ☐ 自家用車車検証、運転免許証
- ☐ 学生証または在学証明書（高校、大学）

申請、問い合わせ先

桶川市福祉部社会福祉課 TEL 048-788-4933

成年後見制度について

成年後見制度とは

認知症、知的障害もしくは精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活を、法律的に保護する仕組みです。後見人は、家庭裁判所が本人にとってどのような保護や支援が必要なのかを考慮して、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家や法人などから適任者を「後見人」に選任します。次のいずれかの後見人が決定されます。

- ・成年後見人
- ・補佐人
- ・補助人

成年後見制度(成年後見人、補佐人、補助人)が利用できるま

での流れ

- ① 家庭裁判所へ申立てする
- ② 家庭裁判所による調査
- ③ 後見人等の選任
- ④ 支援開始

必要な書類等

申立書
申立事情説明書
収入印紙
申立人の戸籍謄本
本人の戸籍謄本
本人の住民票
登記事項証明書（後見登記されていないことの証明書）
診断書

費用

印紙代等に1万円程度
判断能力鑑定料に5～10万円（鑑定が必要な方のみ）
支援開始後の報酬

いろいろな相談先

生活に関する窓口

名称	所在地	電話番号	対象
相談支援センター わおん	桶川市坂田 885-1	048-729-1195	JR 高崎線より東 側の地区にお住 いの方
障害者生活支援センター みのり	上尾市藤波 1-208	048-729-6167	JR 高崎線より西 側の地区にお住 いの方

計画相談に関する窓口

事業者名	所在地	連絡先
指定特定相談支援事業所 いずみのの家	桶川市川田谷 5790	048-786-2213
りんごの家	桶川市倉田 513	048-728-9843
相談支援事業所 芽生え の会	桶川市末広 2-8-29	048-728-8161
KoKoRo の相談	桶川市下日出谷 1 丁目 32-9	080-8490-4070
相談支援事業所 PONO 桶川	桶川市若宮 2-33-4 J'S ビル 1F	048-658-9847

仕事に関する窓口

名称	所在地	電話番号
桶川市障害者就労支援 センターわおん	桶川市坂田 885-1	048-729-1255

社会福祉協議会のサービス

障害によって、自分一人で意思決定し、実行がむずかしい状況で、日常生活に不安がある方が、安心して地域で暮らせるように、以下のお手伝いをします。

福祉サービスの利用援助

- ・ さまざまな福祉サービスの利用に関する情報提供、相談や、福祉サービス利用申込み等の契約の同行、代行
- ・ 年金や福祉手当の申請等に必要な手続き
- ・ 日常生活上の消費契約や行政手続きに関する援助

日常的金銭管理サービス

- ・ 上記の福祉サービスの利用援助を受ける方のみ利用できます。
- ・ 福祉サービスの利用料金の支払い手続きや利用に伴う預貯金の出し入れ等、利用者の日常的な金銭管理の支援を行います。

申込み、問い合わせ

桶川市社会福祉協議会 TEL 048-728-2221

■この冊子は以下の団体の協力を得て作成しています。

桶川市身体障害者福祉会
紅花の里視力障害者友の会
桶川市聴覚障害者協会
桶川市手をつなぐ親の会
特定非営利活動法人おけがわ福祉会
特定非営利活動法人桶川・さといも福祉会

桶川市社会福祉協議会

埼玉県社会福祉事業団
社会福祉法人あらぐさ福祉会
社会福祉法人上尾あゆみ会
社会福祉法人あげお福祉会
社会福祉法人彩明会

編集・桶川市 福祉部 障害福祉課
〒363-0021 桶川市泉 1－3－2 8
TEL048-786-3211（代表）